

第 5 号議案

教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 5 号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 31 年宮城県教育委員会規則第 12 号）第 2 条第 1 項第 5 号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 3 月 25 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊東 昭代

(別 紙)

**教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する
「あらかじめ教育委員会が指定した委員」について**

- 1 宮城県教科用図書選定審議会委員
宮城県小学校長会会長，宮城県中学校長会会長，宮城県特別支援学校長会会長，仙台市小学校長会会長，仙台市中学校長会会長及び仙台市教育センター所長の職にある者をもって充てる委員
- 2 宮城県産業教育審議会委員
宮城県経済商工観光部及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員
- 3 宮城県図書館協議会委員
仙台市民図書館館長の職にある者をもって充てる委員
- 4 宮城県美術館協議会委員
 - (1) 仙台市小学校教育研究会図画工作部及び宮城県高等学校美育研究会から推薦を受け選出する委員
 - (2) 株式会社河北新報社編集局生活文化部長の職にある者をもって充てる委員
- 5 就学支援審議会委員
宮城県立視覚支援学校長，宮城県立聴覚支援学校長及び宮城県中央児童相談所長の職にある者をもって充てる委員
- 6 高等学校入学者選抜審議会委員
 - (1) 宮城県中学校長会及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員
 - (2) 宮城県中学校長会会長，宮城教育大学附属中学校副校長，仙台市教育委員会事務局学校教育部教育指導課長及び宮城県総合教育センター所長の職にある者をもって充てる委員
 - (3) 宮城県高等学校PTA連合会，宮城県PTA連合会及び宮城県私立中学高等学校連合会から推薦を受け選出する委員
- 7 宮城県文化財保護審議会委員
仙台市教育委員会事務局生涯学習部文化財課長の職にある者をもって充てる委員

※ 宮城県スポーツ推進審議会委員，宮城県生涯学習審議会委員，宮城県社会教育委員，東北歴史博物館協議会委員，宮城県指導力不足等教員審査委員会委員，多賀城跡調査研究委員会委員，宮城県教育振興審議会委員，県立高等学校将来構想審議会委員，宮城県特別支援教育将来構想審議会委員及び宮城県いじめ防止対策調査委員会委員は該当なし。

教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の整理票 新旧対照表

改 正 案	現 行	備 考
<p>教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」は、次のとおりとする。</p> <p>1 <u>宮城県教科用図書選定審議会委員</u> 宮城県小学校長会会長、宮城県中学校長会会長、宮城県特別支援学校長会会長、仙台市小学校長会会長、仙台市中学校長会会長及び仙台市教育センター所長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>2 <u>宮城県産業教育審議会委員</u> 宮城県経済商工観光部及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員</p> <p>3 <u>宮城県図書館協議会委員</u> 仙台市民図書館館長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>4 <u>宮城県美術協議会委員</u> (1) 仙台市小学校教育研究会図画工作部及び宮城県高等学校美術研究会から推薦を受け選出する委員 (2) 株式会社河北新報社編集局生活文化部長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>5 <u>就学支援審議会委員</u> 宮城県立視覚支援学校校長、宮城県立聴覚支援学校長及び宮城県中央児童相談所長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>6 <u>高等学校入学者選抜審議会委員</u> (1) 宮城県中学校長会及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員 (2) 宮城県中学校長会会長、宮城教育大学附属中学校副校長、仙台市教育委員会事務局学校教育指導課長及び宮城県総合教育センター所長の職にある者をもって充てる委員 (3) 宮城県高等学校PTA連合会、宮城県PTA連合会及び宮城県私立中学高等学校連合会から推薦を受け選出する委員</p> <p>7 <u>宮城県文化財保護審議会委員</u> 仙台市教育委員会事務局生涯学習部文化財課長の職にある者をもって充てる委員</p>	<p>教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」は、次のとおりとする。</p> <p>1 <u>宮城県産業教育審議会委員</u> 宮城県経済商工観光部及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員</p> <p>2 <u>宮城県図書館協議会委員</u> 仙台市民図書館館長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>3 <u>宮城県美術協議会委員</u> (1) 仙台市小学校教育研究会図画工作部及び宮城県高等学校美術研究会から推薦を受け選出する委員 (2) 株式会社河北新報社編集局生活文化部長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>4 <u>障害児就学指導審議会委員</u> 宮城県立視覚支援学校校長、宮城県立聴覚支援学校長及び宮城県中央児童相談所長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>5 <u>高等学校入学者選抜審議会委員</u> (1) 宮城県中学校長会及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員 (2) 宮城県中学校長会会長、宮城教育大学附属中学校副校長、仙台市教育委員会事務局学校教育指導課長及び宮城県総合教育センター所長の職にある者をもって充てる委員</p> <p>6 <u>宮城県文化財保護審議会委員</u> 仙台市教育委員会事務局生涯学習部文化財課長の職にある者をもって充てる委員</p>	